

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和6年10月28日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

10月28日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第58号所管分の審査-----	3
議案第60号の審査-----	3
質疑（福住礼子委員、光好博幸委員、水谷毅委員）	
議案第65号の審査-----	5
質疑（香川良平委員、福住礼子委員、光好博幸委員、水谷毅委員）	
議案第67号の審査-----	10
質疑（福住礼子委員）	
採決-----	11
閉会の宣告-----	11

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和6年10月28日(月) 午前10時 2分 開会  
午前10時42分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 光好博幸 委員 福住礼子  
委員 水谷毅 委員 香川良平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲  
保健福祉部長 谷内田修 同部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
高齢介護課長 細井隆昭 国保年金課長 畑原陽介  
国保年金課参事 田村信也

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局総括主査 仲野太朗

### 1. 審査案件

議案第58号 令和6年度摂津市一般会計補正予算(第6号)所管分  
議案第60号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第65号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第67号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

(午前10時2分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第6号)所管分の審査ほか3件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○増永和起委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第58号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第60号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書の10ページにあります繰越金について、お聞きをしたいと思っております。

1億4,644万1,000円でありませぬけれども、その内容について、それと基金残高の現状について、お聞きしたいと思います。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齡介護課長 お答えします。

今回、計上しております繰越金は、令和5年度決算におきまして、歳入額が全体で約76.3億円、歳出額は約74.8億円であったことに伴う歳入歳出差引き額として発生した額を令和6年度の予算に組み込むものでございます。

この精算に伴いまして、基金の状況は、令和5年度末現在、約5億3,000万円に対し、令和6年度当初積立て及び本補正予算による取崩しを踏まえまして、年度末時点で約5億3,800万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。一定の黒字が確保されていると理解をしたいと思います。

基金の残高につきましては、かつて新型コロナウイルスの影響を受けたこともありまして、給付費が全体的には落ちてきて

いるかと思っております、それが積み上がっている部分もあるかと考えています。この点について、行政としてどのような認識を持っていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 給付の伸びにつきましては、令和4年度、約63億3,500万円、令和3年度の約62億6,000万円に対し、約7,500万円、約1.2%の増加でございましたが、令和5年度は約67億2,000万円、約6.1%の増加となっております、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、介護サービスの需要が拡大してきているものと認識しております。

単年度の収支におきましても、約700万円となっております、令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症によるサービスの利用控え等で介護予防への影響も今後想定され、介護サービスの需要はさらに拡大すると認識しております。高齢者の状況や介護事業者の状況等を把握し、給付費の変化は、今後より一層注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 新型コロナが5類に移行となりました。

しかし、高齢者の方にとりましては、この流行期間中に外出を控えるといった、生活自体が抑えられる、そういった傾向の中から、日常生活に様々な影響を受けていらっしゃる方も多く見受けられるところがあります。やっと今年になって、様々な外出も活動も活発になってるのは感じるんですけども、ただ、これら高齢者の状況を見ながら、コロナ禍以前の活動までは、まだ

まだ至っていないのではないかと思います。

それに加えて、これからは高齢者が増えていくことも、あらかじめ分かっているから、介護予防の取組をしっかりとやる必要があるのではないかと思います。そして、できる限りサービスがあまり必要でない状況をつくっていくことも考えていかなきゃいけないと思っております。

高齢者の皆さんが、自分らしい生活ができる。そうした高齢者を増やしていけるような、これからの取組をぜひ要望しておきたいので、よろしく願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 おはようございます。

予算書の13ページのところでございます。介護保険システム標準化対応業務委託料のところ、以前も保健福祉課の健康管理システム、あるいは先ほどの一般会計のところの予算書と同じかもしれませんが、標準化されることで、改めて確認の意味で、内容はともかく標準化の効果であったりメリットを、担当課としてどう捉えられているかを御確認でお願いします。

○増永和起委員長 細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。

介護保険システムにおきましても健康管理システム同様、全国自治体で仕様が統一され、同じ形式で扱えることから、事業者間の競争環境を確保して、ベンダーロックインが回避できる点、制度改正時における改修等、自治体の個別対応に係る負担軽減、特に介護保険制度におきましては、3年に一度の法改正対応による仕様の調整

等、作業量が多く、業務の効率化が期待できるとともに、コスト削減にもつながると考えております。

また、システム改修に向けた業務見直し等により、業務の効率化についてもつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 ありがとうございます。一律でできることも含め、業務の効率化が図れると理解いたしました。

4 ページの債務負担行為で二、三百万円近くの予算が計上されてまして、先ほどの障害福祉課も同様に、2 か年でやるとのことでございます。ある意味、先ほど御答弁がありましたように、行政の運営にある効率化って非常に重要な視点であること、あるいは、統一化されることによって、ミスも防いでいけるのではないかと考えておりますので、ぜひ着実に取り組んでいただきますことを要望いたします。

以上でございます。

○増永和起委員長 光好副委員長の質問が終わりました。

ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、要望だけになりますけど、お願いしたいと思います。

副委員長からありましたシステムの標準化対応についてですけども、来年度の実施になるだろうかと思います。並行して、従来のシステムと新しいシステムの運用ではなくて、日にちを決めて、その日から新しいシステムになるとお聞きしております。高齢介護課もそうですし、先ほどありました障害福祉課のシステムもそうですけども、対面であるとか施設とのやり取りについては非常にたけた方が多くいら

っしゃると思います。殊のほかこういうシステムの変更とか、そういう場合にどうしたらいいのか、ちょっと分かりづらい職員の方もいらっしゃるかもしれません。そういった意味で、できればシステムが正常に移行できるまで、専任者を配置していただくとか、していただけたらと思っております。

また、実質的には社会福祉協議会の皆さんと一緒にやっている業務もあろうかと思っておりますので、そちらともしっかり連携をしていただいで、同じテーブルで臨めるようにお願いしたいと思っております。

さきにもありましたけど、いろんな細かいミスがないようにはあるんですけど、システムが変わるとヒューマンエラーが、起こりがちになります。二重三重にチェックできるような体制をして、お互いがお互いの確認をできるようにしていただいで、一人に大きな負担がかからないように順調に進めていただくことを要望いたします。

以上です。

○増永和起委員長 水谷委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

議案第65号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。

民生常任委員会に戻ってきたばかりで、この間の状況変化等々あると思っております。改めて、今回、条例改正につながる健康保険証の廃止があると思っております。その部分の全体の状況についてどのようになっているのか、一度確認の意味で教えてください。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、香川委員の御質問にお答えいたします。

健康保険証廃止に係る全体の状況でございます。令和3年10月から、個人単位で健康保険資格情報等を一元管理することでマイナンバーカードを健康保険証として利用することができる、いわゆるオンライン資格確認が始まり、以降は、医療機関では並行してマイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証か健康保険証のいずれかを提示することで受診できる状況でございました。

今回、法改正により健康保険証については令和6年12月2日をもって廃止され、マイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行し、マイナ保険証を保有されていない方には資格確認書が交付されることとなっております。これは、社会保険を含めた全ての健康保険で同様となっております。

なお、経過措置として、現行の健康保険証の有効期間中は、なお使用できることとなっており、市町村国民健康保険においては、本年11月から来年10月の1年間の有効期限の健康保険証を被保険者の皆様に送付しております。

以上です。

○増永和起委員長 香川委員。

○香川良平委員 御答弁で、状況は大体分かったんですけど、現在加入している被保

険者は、来年の10月まで使える健康保険証を持っていることとなります。

確認の意味で、現在、マイナ保険証を保有している人について、今後、何も手元に届かない、そういう理解でいいのか、聞かせてください。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 マイナ保険証を保有されている方につきましては、今後、何も手元に届かないのかとのお問いでございます。

令和6年12月2日以降の新規の加入者などの資格異動のあった方で、マイナ保険証を持っておられる方については、自身の被保険者資格等を簡易に把握でき、かつマイナ保険証未対応の医療機関で受診する際にマイナンバーカードとセットで提示することで受診できるようになる資格情報のお知らせを交付いたします。来年10月の更新のタイミングでは、マイナ保険証を持っておられる方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証を持っておられない方には資格確認書を送付する予定となっております。

以上です。

○増永和起委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

マイナ保険証を持つ人には、資格情報のお知らせが届くと。未対応の医療機関でもカードとセットで提示することで受診できると分かりました。

以上です。

○増永和起委員長 香川委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、今、マイナ保険証を利用されてる方も中にはいらっし

やると思うんですけども、まず1点は、従来の健康保険証がマイナ保険証の仕組みに変わって、改めて、このマイナ保険証に変わるメリットがあれば、お聞きしたいと思います。

もう一つは、マイナ保険証の利用率の状況について、国全体はどうか分かれば。その中で摂津市自体はどういう状況になっているのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、福住委員の2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のマイナ保険証のメリットでございます。健康保険証のメリットとしまして、国が掲げておりますもので、主に3点ございます。

まず、一つ目が、データに基づくより良い医療が受けられる点でございます。

過去に処方された薬や健診等の情報を医師や薬剤師などに口頭で正しく伝えることは大変ですが、マイナ保険証であれば、患者の同意の基、スムーズに情報が医師、薬剤師などに共有されるので、より良い医療につながるものでございます。

二つ目が、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される点です。

マイナ保険証であれば、限度額適用認定証がなくても適用区分などの情報が分かるため、原則、限度額で支払いを止めることができ、そもそもの限度額適用認定証の申請や高額療養費の申請が不要になる可能性が出てくるものでございます。

三つ目が、簡単に医療費控除の申請ができる点です。

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるので、領収書の保管・提出が必要なく、確定申告などに際して簡単

に医療費控除の申請の手続きができるものでございます。

続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。

マイナ保険証の利用率の状況でございます。

国が定義しておりますマイナ保険証利用率については、各医療機関等で受け付けた外来レセプト件数のうち、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数とされています。最新の令和6年8月末時点での利用率で申し上げますと、全国平均が14.85%、摂津市国民健康保険が17.48%となっております。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

様々なメリットがあると、理解したいと思います。特に医療情報が共有される点、これについては非常に大変ありがたいと感じます。かかりつけの病院であれば、その人のことはいろいろと知ってもらえるんですけども、病気になったり具合が悪くなった場所によっては、初めて行く病院もあるでしょうから、そういうところでは情報がないわけで、患者からその情報を聞き取る必要がある。問うのに手間がどうしても発生すると思います。その意味では、大きなメリットだろうと思います。

ただ、マイナンバーカードを持ってても健康保険証の利用登録をしていない方、この利用登録は、今後どのようにしていくか聞きたいと思います。

それと二つ目、摂津市国民健康保険の利用率が全国平均よりも高いことで、そういった意味では、積極的に利用されてる方も多い一方で、まだまだこれから普及していく、そういった状態なんだろうと思います。

利用促進のために現在周知されている取組とか、今後予定されていること等ありましたら、お聞きしたいと思います。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、福住委員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、健康保険証の利用登録がされていない方については、どうすれば利用登録できるのかでございます。

これについては、方法が三つございます。

まず一つ目が、医療機関や薬局での登録でございます。受付にあるマイナ保険証のカードリーダーでマイナンバーカードを読み取ることで、利用登録されていない方には登録画面が出てきますので、そこから登録することができるようになっております。

それから二つ目が、マイナポータルからの登録になっております。スマートフォンやカードリーダー付のパソコンでマイナポータルに御自身でログインいただき、マイナンバーカードを読み取って登録するものでございます。

市役所においては、市民課において登録の操作支援も行っております。

三つ目が、セブン銀行のATMの端末からの登録になっております。コンビニエンスストアのセブンイレブン内に設置されておりますので、医療機関同様、端末でマイナンバーカードを読み取り、登録することができるようになっております。

それから、二つ目の利用率促進のための周知の取組に係る御質問にお答えいたします。

周知の取組としましては、昨年度から市のホームページにおいてマイナ保険証の御案内のページを作成し、窓口やパンフレット台においても厚生労働省作成のマイ

ナ保険証についてのリーフレットを掲示いたしております。

また、発送物としましては、全世帯に対し、本年度の6月の保険料の決定通知並びに10月の被保険者証の発送時にもマイナ保険証の情報を掲載したチラシを同封し、周知を図っております。

今後におきましては、広報せつつ12月号において、府内市町村との共同広報で、マイナ保険証の記事を連携して掲載する予定としております。

以上でございます。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

登録方法は様々あると理解しました。医療機関でもできるので、マイナ保険証を持つと思った方は、いつも見せている健康保険証の代わりにマイナンバーカードを端末で登録いただいていた方がいいんですね。このセブンイレブンのコンビニでもできることを、初めて私は知りましたので、こういったことをもっと知っていただければと思います。

ただ、セブン銀行ですか、摂津市にどれだけあるかは知りませんが、そういったことがもっと様々に知っていただけるように、これからも普及については進めたいと思います。

それから、利用率につきましては、周知されているところでありますので、今後12月の広報でも周知をされると。ぜひとも、これからまた様々に、いや応なく自然と普通にもう増えていくんだと思うんですけども、積極的に広報していただきたいですので、どうぞよろしく願いいたします。

これは、市民課のところにある番号案内モニターの画面でもできるのでしょうか。

それは知らないんですけれども、結構待ってらっしゃる方が番号案内モニターを見ていらっしゃると思うので、そういうところでも、もしまだされていないのであれば、そういったことも流されてはいかがなのかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

光好副委員長。

○光好博幸委員 それでは、私から1点だけ、私の認識不足もあるかもしれませんが、議案参考資料で、摂津市国民健康保険条例の改正のところで確認させてもらいたいです。現行は、被保険者の被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合があって、それが消えてる理由、なんで求められなくなったのかを確認させてください。恐らく先ほどの香川委員の話で、いろいろとマイナ保険証の話であったりとか、そういったことが関連するんであろうかとは思いますが、改めてお聞かせください。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 今回の条例改正において、被保険者証の返還のところが削除されている理由のお問いでございます。

今回、法改正によりまして、国民健康保険法の第127条で規定していましたが被保険者証の返還に関する罰則規定が削除されたことに合わせ、本市の国民健康保険条例においても同様に、罰則の適用から外すものでございます。

お問いの法改正で削除された趣旨としましては、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをお持ちの方と資

格確認書をお持ちの方の両方がおられる状態になりますけれども、御承知のとおり、マイナンバーカード自体は健康保険証以外の様々な利用がなされておりますので、これまでの被保険者証と同様に、マイナンバーカードそのものの返還を求め、これに応じない場合に過料まで適用するようになりますと、制度の仕組み上、整合性が取れないことになるため削除されたものと考えております。

以上です。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 御答弁ありがとうございます。

条例改正と、あとマイナンバーカードの話は当然のことながら、マイナンバーカードの返還を求められると、なかなか普及促進してる中で難しいのもあるかと思いません。理解いたしました。

2回目は、先ほど、香川委員のときの御答弁にもあったと思いますけれども、資格確認書そのものが、どのような扱いなのか、健康保険証と同等のように捉えるところもあるんですけども、例えば身分証明書に使えるのか使えないのかとか、その扱いについてお聞かせください。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 資格確認書の位置づけについてのお問いでございます。

新たに発行されますこの資格確認書については、現行の被保険者証との類似性を有し、市名、市印の記載も予定されておりまして、公的な本人確認書類として位置づけられるものと考えております。

なお、具体的な本人確認書類としての取扱いについては、各制度・法令等での個別判断によるものとなります。例えば国民健康保険での資格確認に用いる本人確認書

類としましては、現行の被保険者証としていたものについては、今後、令和6年12月2日以降は資格確認書に置き換える形での運用を想定しております。

以上です。

○増永和起委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 ありがとうございます。分かりました。

被保険者証と同等の扱いで、資格確認書も扱えると。公的にも有効だと理解いたしました。

私、懸念していましたのは、後の後期高齢のところに関わることかもしれませんが、令和6年12月以降、健康保険証がなくなると、特に高齢になればなるほどマイナンバーカードを持ってへん人がいたりとか、紙になじんでる、それをずっと使い続けたい方もいらっしゃるだろうと思われました。今後どうなっていくかはさておき、1点、証明書として使えることを聞きましたので、安心しました。ありがとうございます。理解いたしました。

○増永和起委員長 光好副委員長の質問が終わりました。

ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、3点ほど要望させていただきたいと思います。

今回、いろんな書類も各家庭にお届けされます。例えば用語の件ですけど、資格確認書とか、役所的にはなじんでる言葉かも分かりませんが、一般の市民の方にとっては、意味がよく分からないような文言もたくさん入っていくかと思えます。丁寧に説明すればするほど何か複雑になってきたりしますので、その辺配慮していただいて、例えばマイナ保険証とか、サブタイトルとかそういう工夫をいろいろして配慮

いただきたい。今回の書類は、市民の方は何をしないといけないのか、また、何もしなくてもいいのか、何がどう変わるのかきちんと伝わるようにしていただきたいと思います。やっぱり年齢が重なっていけばいくほど、文書で物事を伝えるのが非常に難解になってきますので、我々の親世代を思い浮かべながら、理解してもらえるかというイメージで取り組んでいただければと思います。

また、外国籍の方もいらっしゃると思いますので、言語の部分であったりニュアンスの部分であったり、その辺はどう伝えていけるか研究していただけたらと思います。

次、2点目ですけども、利用方法についてです。皆さん方も病院に行かれたときにマイナンバーカードで受付をされたことがあるかどうか分かりませんが、できるだけ私も行ったときにはマイナンバーカードで受付をするようにしています。

そのときに顔認証で認証を受けるのか、暗証番号で認証するのか、二つ選択ができるわけですけども、例えば暗証番号、大事なもんやからいうことで、ふだんの番号と違う設定にしてあって、いざ使おうと思ったときに使えないことにもなりかねません。医療機関としても、一旦帰ってもらったりとかなったら本当に利用者には気の毒な話になってきますので、その辺どのように対応していくのか。窓口で携わる方で相談していただいて、検討していただけたらと思います。

3点目についてですけども、持ち歩くリスクです。今までは家に置いておいても別に使うことはなかったわけですけども、健康保険証がマイナンバーカードになることで、かなり窓口にも、その手続に来られ

たのではないかと思います。そういう意味で、持ち歩いて、もし落としたときにどういふリスクがあるのかを正確に伝わるように、例えばカードには細かい情報は入っていないとか、やっぱりなくしたときに、どこにどうやって連絡したらいいのか、その辺、安心していただけるような、そういうこともお伝えできるように配慮していただきたいと思います。

マイナンバーカードは、一定期間で更新がかかりますので、電子証明書の更新で、知らん間に切れとったこともあるわけです。その辺も、もう何でもかんでも伝えるのは難しいと思うんですけど、順序立ててきちんと伝わるように、市民の目線で取組をよろしくお願いします。

以上です。

○増永和起委員長 水谷委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

議案第67号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、先ほどの国民健康保険でもお聞きをしましたがけれども、後期高齢者医療でのマイナ保険証利用率について、お聞きしておきたいと思います。

○増永和起委員長 畑原課長。

○畑原国保年金課長 後期高齢者医療の利用率でございます。

国民健康保険と同様に、国が定義しておりますマイナ保険証利用率については、各医療機関等で受け付けた外来レセプト件数のうち、マイナ保険証によるオンライン

資格確認の利用人数としています。最新の令和6年8月末時点での利用率で申し上げますと、全国平均が13.54%、摂津市の後期高齢者が14.22%となっております。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

後期高齢者医療の利用率も全国平均よりも摂津市は高かったと、国民健康保険と同じように摂津市の皆さんは、積極的に使ってもらってるのかと思いますし、デジタル化に慣れていこう、そういった姿勢もあるのかと思います。

いずれにしましても、利用率ってまだまだこれからでしょうし、それこそ、健康保険証とのひもづけもまだされていない方もいらっしゃるんだと思いますけれども、そういったことがもっと高齢者にはありますので、丁寧に分かるように進めていただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○増永和起委員長 福住委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○増永和起委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増永和起委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第58号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定した。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第65号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○増永和起委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時42分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 水谷 毅